法人市民税に関するＱ＆Ａ

平成２０年１０月２１日作成

令和　２年　８月１８日改訂

大館市役所税務課市民税係

Ｑ１：赤字で法人税が発生しなくても法人市民税は課税されるのですか？

Ａ１：均等割額が課税されます。

法人市民税は、均等割額と法人税割額と２つの構成要素からなっています。
赤字で法人税が発生していない場合は、法人税割額は課税されませんが、均等割額が課税されます。均等割額は、大館市に事務所等または寮等を有する法人は、大館市が行う行政サービスを受けているので、その経費の一部の負担を求めているものであり、赤字であっても課税されます。
ただし、法人課税信託の受託者については、均等割が非課税のため法人市民税は課税されません。

Ｑ２：他の市町村に本店がありますが、大館市にも事務所等や店舗等があるとき大館市にも申告が必要ですか？

Ａ２：大館市への申告は必要です。

法人税は、本店所在地の税務署長へのみ申告しますが、法人市民税は事務所等がある全ての市町村へ申告が必要になります。
均等割額は、それぞれの市町村の税率を適用し申告納付し、法人税割額は課税標準となる法人税額を法人の従業者数であん分し（課税標準の分割法人と呼ばれます）、それぞれの市町村の税率をかけて算出します。

Ｑ３：フランチャイズでコンビニを経営していますが、個人で営業しているとき法人市民税はかかりますか？

Ａ３：個人で営業している場合は、法人市民税はかかりません。

法人市民税は市内に事務所や事業所がある法人に対し課税されます。

※**フランチャイズ**とは、親会社が加盟店に対し、商号や商標の使用と一緒に一定地域内での独占的販売権を与えることです。

Ｑ４：郵便で申告書を送っても大丈夫ですか？

Ａ４：大丈夫です。しかし、申告日の取り扱いは送達方法により異なります。

①郵便または信書による提出の場合
通信日付印に表示された日を申告日とします。しかし通信日付印の表示がないときやその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした発送日を申告日とみなします。

②郵便以外による提出の場合（宅急便やメール便、ＥＸＰＡＣＫ など）
大館市に到着した日を申告日とします。

Ｑ５：法人市民税予定申告書が送られてきましたが、法人税の予定申告をしないときでも、法人市民税だけ予定申告は必要ですか？

Ａ５：法人税の予定申告をする必要がない時、法人市民税の予定申告も必要ありません。ただし、仮決算している場合、仮決算による中間申告が必要です。

事業年度が６月を超える法人は、事業年度開始の日から６月を経過した日から２月以内に中間申告が必要です。中間申告は前期の実績を基礎とする中間申告（予定申告）と仮決算による中間申告の２種類あります。

ただし、予定申告は前事業年度の期間が１年の時の前期法人税額の半分（正しくは前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で割って６を乗じて得た金額）が１０万以下（０も含む）時は、法人税と同様に予定申告の必要はありません。しかし、仮決算による中間申告をした場合は法人税額が０でも申告は必要になります。

Ｑ６：大館市内に事務所等を設置（廃止）したとき、申告書以外に何か届出は必要ですか？

Ａ６：法人市民税の申告書の他に設置届（異動届）が必要です。

法人等が大館市内に事務所等を設置した場合、「法人設立・設置届出書」の提出をお願いしています。届出の際には登記事項証明書（写し）と定款（コピー可）が添付書類として必要になります。

廃止した場合は「法人異動届出書」の提出をお願いしています。法人異動届出書の添付書類は廃止した事由（解散・閉鎖・休業等）によって異なります。

Ｑ７：事業年度の途中で、Ａ市から大館市に本店を移転しました。法人市民税の額はどのように計算すればよいのでしょうか？

Ａ７：均等割額は暦に従って計算し、１ヵ月に満たない場合は１ヵ月とし、何ヵ月と何日と１ヵ月に満たない端数が生じた場合は端数を切捨てて計算します。分割法人の税割額の算定に用いる従業員数は、廃止の前月末の人数に営業月数（端数は切上げる）を掛け１２月で除した従業員数（端数は切上げる）であん分して計算します。

〈計算例〉

Ａ市にあった法人が、９月１５日に大館市に転入した場合

・事業年度：４月１日～３月３１日　　・従業員数：６３人

・資本金等の額：１，０００万円　　・法人税額：３６万円

摘　　要		大館市の場合	Ａ市の場合（税率は大館市と同様）
事務所等が存在した期間		９月 15 日～３月 31 日 →６ヵ月と 17 日間	４月１日～９月 14 日 →５ヵ月と 14 日間
法人税割額	存在した月数	７ヵ月（端数切上）	６ヵ月（端数切上）
	分割基準従業者数	63 人×７ヵ月／12 ヵ月 （事業年度末日の人数） ≒37 人（端数切上）	63 人×６ヵ月／12 ヵ月 （転入月の前月末日の人数） ≒32 人（端数切上）
	分割従業者数計	大館市 37 人＋Ａ市 32 人＝69 人	
	課税標準額の計算 （法人税額（千円未満切捨）／分割従業員数計×分割基準従業者数） ※小数点以下は分割従業者数計の桁数＋1 の位で切捨	360,000 円／69 人 ＝5217.39 円 5217.39 円×37 人 ＝193,000 円 （1,000 円未満切捨）	360,000 円／69 人 ＝5217.39 円 5217.39 円×32 人 ＝166,000 円 （1,000 円未満切捨）
	税額計算 ※平成 26 年９月 30 日以前に開始する事業年度分 →14.7% 平成 26 年 10 月１日～令和元年９月 30 日に開始する事業年度分 →12.1% 令和元年 10 月１日以後に開始する事業年度分 →8.4%	193,000 円×12.1%※ ＝23,300 円 （100 円未満切捨）	166,000 円×12.1%※ ＝20,000 円 （100 円未満切捨）
均等割額	事業年度末日現在の従業者数	63 人	０人
	存在した月数	６ヵ月（端数切捨）	５ヵ月（端数切捨）
	税額計算	144,000 円×６ヵ月／12 ヵ月 ＝72,000 円	60,000 円×５ヵ月／12 ヵ月 ＝25,000 円
法人市民税額 （法人税割額＋均等割額）		23,300 円＋72,000 円 ＝95,300 円	20,000 円＋25,000 円 ＝45,000 円

Ｑ８：事業年度の途中で大館市の事業所等を廃止したので、事業年度の末日には大館市に事業所等はありません。法人市民税はどうなりますか？

Ａ８：Ａ７と同様に計算します。

〈計算例〉

Ａ市に本店がある法人で、４月１０日に大館市の事業所等を廃止した場合

- 事業年度：１月１日～１２月３１日
- 事業年度末日の従業者数：８０人（Ａ市）
- 廃止前月末の大館市の従業者：７０人
- 法人税額：５５万円
- 資本金等の額：1,000 万円

摘　　要		大館市の場合	Ａ市の場合（税率は大館市と同様）
事務所等が存在した期間		１月１日～4 月 10 日 →3 ヵ月と 10 日間	１月１日～12 月 31 日 →12 ヵ月
法人税割額	存在した月数	４ヵ月（端数切上）	12 ヵ月
	分割基準従業者数	70 人×4 ヵ月／12 ヵ月 （廃止前月末の人数） ≒24 人（端数切上）	80 人 （事業年度末日の人数）
	分割従業者数計	大館市 24 人＋Ａ市 80 人＝104 人	
	課税標準額の計算 （法人税額（千円未満切捨）／分割従業員数計×分割基準従業者数） ※小数点以下は分割従業者数計の桁数＋1 の位で切捨	550,000 円／104 人 ＝5288.461 円 5288.461 円×24 人 ＝126,000 円 （1,000 円未満切捨）	550,000 円／104 人 ＝5288.461 円 5288.461 円×80 人 ＝423,000 円 （1,000 円未満切捨）
	税額計算 ※平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度分 →14.7% 平成 26 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日に開始する事業年度分 →12.1% 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分 →8.4%	126,000 円×12.1%※ ＝15,200 円 （100 円未満切捨）	423,000 円×12.1%※ ＝51,100 円 （100 円未満切捨）
均等割額	事業年度末日現在の従業者数	０人	80 人
	存在した月数	３ヵ月（端数切捨）	12 ヵ月
	税額計算	60,000 円×3 ヵ月／12 ヵ月 ＝15,000 円	144,000 円
法人市民税額 （法人税割額＋均等割額）		15,200 円＋15,000 円 ＝30,200 円	51,100 円＋144,000 円 ＝195,100 円

Ｑ９：法人を解散しました。登記上の本店は代表者の自宅であり、事務所と呼べるようなものはありませんが、清算結了までの均等割はかかりますか？

Ａ９：解散後も清算結了に至るまでは法人として存続しており、清算を目的として事業活動を行うこととなります。清算人が人的設備、自宅などが物的設備となって清算事業を行うわけですから、均等割を計算する際の事務所等の要件を満たすこととなります。

　また、法人として存続している間は事務所等がなければならず、登記上の本店所在地に事務所等が存在しているとの考え方から、清算結了に至るまでの均等割が課税されます。